

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和7年2月20日（木）午前10時 議会委員会室

出席委員（８名）

(委員長) 戸 田 隆 次 (副委員長) 津 田 幸 一

岩 崎 康 朗 奥 岩 浩 基 中 田 利 幸 錦 織 陽 子

松田真哉 渡辺穰爾

欠席委員（０名）

議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

説明のため出席した者

【総務部】 下関部長

「秘書広報課」 幸本課長

〔財政課〕 金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 戸崎係長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 田中庶務担当係長

傍聽者

安達議員　伊藤議員　稲田議員　今城議員　大下議員　塚田議員　徳田議員

西野議員 又野議員 矢田貝議員

報道関係者 0 人 一般 1 人

協議事件

- 1 3月定例会の提出議案について
- 2 3月定例会の日程について
- 3 3月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について
- 4 次回議会運営委員会の開催について
- 5 米子市議会委員会条例の一部改正について
- 6 米子市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

~~~~~

午前10時00分 開会

**○戸田委員長** ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件１、３月定例会の提出議案について当局の説明を求めます。

下関総務部長。

**○下関総務部長** 市議会３月定例会の提出議案につきましては、条例が１４件、単行議案が７件、専決処分が１件、補正予算が７件、当初予算が１１件の計４０件を上程する予定としております。このうち議案第３号から議案第５号までの３件の議案につきましては、事務処理の関係上、先議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。な

お、議案の概要につきましては、午後に開催されます全員協議会において御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

**○戸田委員長** 当局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 次に、協議事件２、３月定例会の日程について事務局の説明を求めます。  
松田事務局長。

**○松田事務局長** ３月定例会の日程についてでございますが、資料７も併せて御覧ください。

まず、各個質問の通告についてでございますが、明日２１日午前９時受付開始で、２５日火曜日の正午が受付期限となっております。また、意見書案の提出期限、先議案件の質疑の通告期限につきましても２５日火曜日の正午となっております。また、先議案件の討論の通告期限につきましては２６日水曜日の正午となりますので、御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 次に、協議事件３、３月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について、事務局の説明を求めます。

松田事務局長。

**○松田事務局長** 各個質問の人数の割り振りの案でございますが、４日間でございます。３月３日、４日、６日はいずれも６人ずつの割り振りで、あとは全て７日への割り振りの予定でございますので、御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 次に、協議事件４、次回議会運営委員会の開催についてでございますが、記載のとおり定例会開会日の２月２７日木曜日午前９時２０分から開催したいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** ここで執行部は御退席ください。

〔執行部退席〕

**○戸田委員長** 次に、協議事件５、米子市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森井議事調査担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 私のほうから、米子市議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。資料８を御覧ください。

この条例案は、市長の直近下位の内部組織として設置されている上下水道局、いわゆる旧下水道部ですが、これが廃止されることに伴いまして、都市経済委員会の所管を整理するため、改正しようとするものでございます。

改正内容といたしましては、都市経済委員会の所管について、市長の直近下位の内部組織として設置されている上下水道局の所管に関する事項を削除することといたします。

また、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することといたします。

なお、当委員会で御了承いただけましたら、最終日に上程させていただきたいと思えます。以上でございます。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様から質疑、御意見等がございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、別に御意見はないようですので、こちらの内容で特段御異議がないようでしたら、定例会の最終日に上程させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議ございませんので、そのようにさせていただきたいと思えます。

次に、協議事件 6、米子市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田中庶務担当係長。

**○田中庶務担当係長** 米子市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。資料の 9－1 を御覧ください。

本改正案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うとともに、刑法等の一部を改正する法律による刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、所要の整理を行うため、改正しようとするものです。

この条例の第 1 条は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条及び第 3 条は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日である令和 7 年 6 月 1 日から施行することといたします。

なお、当委員会で御了承いただけましたら、最終日に上程させていただきたいと思えます。

資料の 9－2 を御覧ください。この条例の一部改正に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に対応するため、米子市議会の個人情報の保護に関する条例の施行規程の一部を改正する規程を、資料にございます改正案のとおり議長決裁により改正させていただこうと考えております。以上でございます。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様から質疑、御意見等がございますでしょうか。

錦織委員。

**○錦織委員** 質問ですけど、その議長決裁をするっていうときは、どういう場合が大体あるのかということをお聞きしたいんですけど。

**○戸田委員長** 森井議事調査担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 先ほど説明しました規程のような関係ですね、これは議長決裁になります。

（「分かりました。」と錦織委員）

**○戸田委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、ほかに御意見はないようですので、こちらの内容で特段御異議がないようでしたら、定例会の最終日に上程させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、こちらで用意した案件は終了となります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と松田事務局長〕

**○戸田委員長** 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と岡田議長〕

**○戸田委員長** それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

**午前１０時０７分 閉会**

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸 田 隆 次